

平成 29 年 11 月 15 日

内閣府消費者委員会 御中

意見・要望書

〒901-2588

沖縄県浦添市西原 1 丁目 2 番 1 号

NPO 法人消費者市民ネットおきなわ

理事長 三宅俊司

「消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会」における、当法人の意見は下記のとおりです。

記

1 若年者に対する消費者教育拡充の必要性

本年 8 月、沖縄では若年者を標的にした大規模な消費者事件（沖縄名義貸し事件）が発覚しており、被害者数は 700 名にもものぼると言われている。手口としては、大学生等の若年成人の判断能力の未熟さにつけ込んでいる点に特徴がある。

これまで、若年者に対する消費者教育は積極的に議論されてきたとは言い難い状況である。成人年齢引き下げという問題との関係でも、若年者に対する消費者教育の拡充は急務である。

2 証券会社の勧誘規制の強化

2016 年に発覚したレセプト債問題は、全国でも大きな社会問題となった。沖縄においてもおきなわ証券株式会社（現おきぎん証券株式会社）がレセプト債を金融商品として取り扱っていたことから、多数の被害者が存在している。

証券会社の勧誘規制については、これまでに何度も検討がなされてきたが、改めて、勧誘規制の強化について検討する必要がある。

不招請勧誘禁止の導入、商品に関する危険告知の義務化を厳格にすべきである。

3 金融商品の調査義務の明確化

販売商品、特に金融商品販売に伴う調査基準については、自主規制に任されており、その基準が明確ではない。

レセプト債販売においても、証券会社は、提供された資料のみを調査対象とし、結局破綻している。商品販売時、取引継続中を含めて、証券会社の調査義務の基準を明確にすべきである。

また、金融庁による処分等がなされた場合の、処分に関連する一件記録の開示を可能とする基準を明確にすべきである。例えば、裁判所からの調査囑託、文書提出命令等については、制限を課すことなく、これを開示する等を明確にする。

4 情報商材の勧誘規制強化

情報商材を販売する悪徳商法は従来から多く存在したが、近年のネット社会の進展やSNS等の登場により、勧誘方法や決済方法等、その手口がより巧妙化している。従来の枠組みでは対応が追いついておらず、立法・行政による規制が必要である。

以上